

北九州市の医療費支給制度の請求に係る取扱い

1 北九州市老人医療費支給制度（法別番号：41）の一部負担金等について

◇医療費の1割（10円未満の端数は四捨五入）の一部負担金を窓口で徴収してください。

（1）外来の一部負担金等について

- ① 限度額（12,000円または8,000円）を超えても徴収していただき、超えた額は、本人の申請により後日、市が払い戻しをします。
ただし、「在宅末期医療総合診療料」（以下、「在医総」という。）を算定した場合は、老人保健法の取り扱いに準拠して、自己負担限度額（一般は12,000円）まで徴収してください。
なお、その場合、「北九州市老人医療 入院時一部負担金限度額適用認定証」（以下、「認定証」という。）の提示を受けたときは、低所得者Ⅱ及びⅠの限度額（8,000円）まで徴収してください。
- ② 診療報酬明細書（以下、レセプトという。）の記載について
区分表示：「2本外」（社会保険本人は除く。）または「6家外」のいずれかになります。高齢者等の区分「8高外9」及び「0高外8」は使用しないようにお願いします。
一部負担金額の欄（公費①の欄）：必ず一部負担金額（請求点に10円を乗じて得た額の1割の額（10円未満の端数は四捨五入））を記載してください。
なお、「在医総」を算定した場合で、医療費の1割の額が自己負担限度額を超えたときは、その限度額を記載してください。
薬剤一部負担金額：これまでどおり記載してください。（平成15年4月から廃止されることになりましたが、平成15年3月までは市が助成します。）

（2）入院の一部負担金について

- ① 限度額（40,200円）までの徴収をお願いします。
なお、「認定証」の提示を受けたときは、低所得Ⅱの限度額（24,600円）までの徴収をお願いします。また、低所得Ⅰに該当する人の限度額（15,000円）との差額は、本人の申請により後日、市が払い戻しをします。
- ② レセプトの記載について
区分表示：「1本入」（社会保険本人は除く。）または「5家入」のいずれかになります。高齢者等の区分「7高入9」及び「9高入8」は使用しないようにお願いします。
負担金額の欄：これまでと同様に一部負担金の額（10円未満の端数は四捨五入）を記載してください。なお、限度額の区分欄の字句については、○で囲む必要はありません。

2 ②北九州市重度障害者医療費支給制度（法別番号：27 障害）における老人医療費一部負担金の助成について

◇老人保健の医療受給者である27障害の受給者については、次の老人医療費にかかる一部負担金を助成します。

（1）助成の対象となる一部負担金

- ① 外来の一部負担金（外来医療費の1割または2割）
- ② 入院の一部負担金（入院医療費の1割または2割（ただし限度額まで））

（2）請求方法

「27 障害者（老人保健該当者）一部負担金・訪問看護基本利用料請求書【北九州市用】」及び「27 障害者（老人保健該当者）一部負担金・訪問看護基本利用料請求書総括表」（提出先：国保連合会）により請求してください。

① 外来の場合

請求金額の欄：レセプトに記載した請求点数に、10円を乗じて得た額の1割の金額（1円単位）を記載してください。

入外区分：「8高外9」または「0高外8」のいずれかの区分（レセプトに記載した区分）を○で囲んでください。

② 入院の場合

請求金額の欄：レセプトの負担金額欄に記載した金額を記載してください。

入外区分：「7 高入9」または「9 高入8」のいずれかの区分（レセプトに記載した区分）を○で囲んでください。

- (3) 「27 障害者（老人保健該当者）一部負担金・訪問看護基本利用料請求書【北九州市用】」及び「27 障害者（老人保健該当者）一部負担金・訪問看護基本利用料請求書総括表」の取り纏いについて

◇旧様式は取り纏って使用できます。

- ① 「27 障害者（老人保健該当者）一部負担金・訪問看護基本利用料請求書【北九州市用】」入外区分欄中「1 入院」、「2 外来」を＝で消除し、余白に「7 高入9」、「8 高外9」、「9 高入8」または「0 高外8」のいずれかの区分（レセプトに記載した区分）を記入してください。
- ② 「27 障害者（老人保健該当者）一部負担金・訪問看護基本利用料請求書総括表」取り纏い不要。（訪問看護基本利用料を請求する場合のみ必要。）

3 北九州市乳幼児医療費支給制度（法別番号：81）の一部負担金について

- (1) 3歳未満の乳幼児にかかる初診料（月の初回分）及び往診料の一部負担金について

- ① 健康保険法の改正に伴い、3歳未満（3歳の誕生月の月末まで。ただし、誕生日が月の初日の人は誕生日の前月末日まで）の乳幼児の保険診療にかかる医療費の負担割合が、2割となりました。ついては、初診料（月の初回分）及び往診料の2割の金額を窓口で徴収してください。
- ② レセプトの記載について

区分表示：「3 三入」または「4 三外」のいずれかになります。

給付外点数欄：これまでと同じく初診料（月の初回分）及び往診料にかかる点数（いずれも加算点数を含む点数）を記載してください。

4 北九州市母子家庭等医療費支給制度（一人暮らしの寡婦など）（法別番号：90）の一部負担金について

- (1) 70歳から74歳までの受給者（以下、前期高齢者という。）にかかる一部負担金について

- ① 健康保険法の改正に伴い、本制度の対象者は74歳まで（老人保健法対象者を除く）となりました。このうち、前期高齢者の保険診療にかかる医療費の自己負担割合が1割となりました。ついては、初診料（月の初回分）及び往診料の1割の金額を窓口で徴収してください。

※前期高齢者の健康保険各法における患者の負担割合は1割または2割とされていますが、本制度では所得制限を設けているため、2割負担の対象者は通常存在しないものと考えられます。もしも、「高齢受給者証」の負担割合が2割となっている場合は確認する必要がありますので、大変お手数ですが、下記あてご連絡いただきますようお願いいたします。

- ② レセプトの記載について

区分表示：「7 高入9」または「8 高外9」のいずれかになります。2割負担（8割給付）の区分「9 高入8」及び「0 高外8」は使用しないようにお願いします。

給付外点数欄：これまでと同様に初診料（月の初回分）及び往診料にかかる点数（いずれも加算点数を含む点数）を記載してください。

<お問い合わせ先> 〒803-8501

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市保健福祉局保健医療部保険年金課福祉医療係

電話 093-582-2415 Fax 093-583-6142